

久喜市環境審議会委嘱式

発 言 者	・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要
司 会 (木村課長)	<p>皆さんこんにちは。 本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。 ただ今より、「久喜市環境審議会委員委嘱式」を執り行わせていただきます。</p> <p>私は、本日の司会・進行を努めさせていただきます、環境課長の木村と申します。どうぞ宜しくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、久喜市長の梅田修一より委嘱書を交付させていただきます。 なお、委嘱書の交付につきましては、お手元の資料5「久喜市環境審議会委員名簿」の名簿順とさせていただきます。 これから順に、市長が参りますので、お名前をお呼びしましたら、その場でご起立ください。 それでは、市長宜しくお願いいたします。</p> <p>[委嘱書を交付]</p>
司 会 (木村課長)	<p>なお、本日欠席の委員には、委嘱書は、後日ご本人に委嘱書をお送りさせていただきます。 続きまして、次「委員及び事務局職員の紹介」に移らせていただきます。</p> <p>本日は、委嘱後初めての会議でございますので、恐縮ではございますが、皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。 なお、順番は、委嘱書の交付順と同じく、名簿順でお願いします。 それでは、はじめに、青山様をお願いします。</p> <p>[名簿順に委員自己紹介]</p>
司 会 (木村課長)	<p>ありがとうございました。 続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>[事務局職員自己紹介]</p>
司 会 (木村課長)	<p>事務局職員は以上でございます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。 以上を持ちまして、「久喜市環境審議会委員委嘱式」を終了とさせていただきます。</p>

令和4年度第4回久喜市環境審議会

発 言 者	・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>司 会 (木村課長)</p>	<p>それでは、引き続き、「令和4度第4回久喜市環境審議会」を開会させていただきます。</p> <p>なお、ただ今の出席委員は13人でございまして、定員15人の1/2を超えております。</p> <p>「久喜市環境審議会条例施行規則」第3条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、審議会に入る前に、本日の配布資料を確認させていただきたいと存じます。</p> <p>本日の配布資料は、はじめに「次第」、続いて資料1に「久喜市環境審議会条例」、資料2に「久喜市環境基本条例」、資料3に「久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例」、資料4に「久喜市自然環境の保全に関する条例」、資料5に「久喜市環境審議会委員名簿」、資料6に「傍聴要領」、資料7に「栗橋駅周辺の路上喫煙禁止区域の指定等について」、「久喜市環境審議会委員名簿の公開に係る同意書」、最後に「第2次久喜市環境基本計画」、以上の10点でございまして、資料に不足はございませんでしょうか。</p> <p>(同意)</p>
<p>司 会 (木村課長)</p>	<p>会議の開催にあたり、委員の皆様にご了承いただきたいことがございます。本市では、「審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、会議は、原則公開として、会議の傍聴を認めております。</p> <p>また、会議の傍聴にあたりましては、審議会等がそれぞれに、手続きや遵守事項を定めることになっております。</p> <p>つきましては、お手元に配布させていただきました資料6「傍聴要領」のとおり定めたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>(同意)</p>
<p>司 会 (木村課長)</p>	<p>よろしいでしょうか。それでは、資料6「傍聴要領」に従いまして、傍聴を許可したいと思います。</p> <p>なお、今後の審議会におきましても、同様に、傍聴を許可して参りますので、宜しく願いいたします。</p> <p>また、会議の内容につきましては、会議録を作成し、公開することとなっております。そのため、会議の録音及び写真撮影につきましても、あらかじめご了解をいただきますよう、併せてお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、次第の2、「あいさつ」でございまして、梅田市長よりごあいさつ申し上げます。</p> <p>[市長あいさつ]</p>
<p>司 会 (木村課長)</p>	<p>続きまして、次第の3、「会長及び副会長の選出について」でございまして、「久喜市環境審議会条例施行規則」第2条の規定によりまして、当審議会に会長及び副会長を置くこととなっております。</p>

会長につきましては、委員の互選によって定めることとされており、副会長につきましては、委員のうちから会長が指名することとなっております。本日は、委員改選後、第1回目の会議ということで、会長が選出されておられませんので、梅田市長を仮議長として、会長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきます。

それでは、梅田市長、宜しくお願いします。

議長
(梅田市長)

それでは、会長が選出されるまでの間、議長を務めさせていただきますので宜しくお願いいたします。

会長の選出でございますが、委員の自薦、他薦がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

はい。角内委員をお願いします。

角内委員

雨宮さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長
(梅田市長)

はい。ただ今、角内委員から、会長に雨宮委員とのご発言がございましたが、他にご意見はございますか。

それでは、他にご発言も無いようですので、皆さんにお諮りしたいと存じます。

雨宮委員に会長をお願いすることで異議はございませんでしょうか。

(拍手)

議長
(梅田市長)

異議なしと認め、会長は雨宮委員と決定させていただきます。

それではここで、雨宮会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

[会長あいさつ]

議長
(梅田市長)

ありがとうございました。

これをもちまして、仮議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会
(木村課長)

ありがとうございました。

副会長の指名につきましては、後ほど、会長からご指名いただきたいと存じます。

なお、大変恐縮ではございますが、梅田市長は、次の公務がございましたので、退席させていただきますと存じます。

[梅田市長退席]

司会
(木村課長)

続きまして、副会長の指名についてでございます。

雨宮会長には、お手数ですが、会長席に移動をお願いしたいと存じます。

それでは、先ほど申し上げましたとおり、副会長につきましては、会長が指名することとなっておりますので、雨宮会長にご指名いただきたいと存じます。

<p>雨宮会長</p>	<p>はい。それでは、副会長の任命につきましては、私も含め、またここにいらっしゃる委員の中には新任の方も多いということもございますので、本日は高橋委員はご欠席ですが、前回の審議会でも副会長をされていらっしゃいましたので、私の希望といたしましては、高橋委員に副会長をお願いしたいと思うのですが、ご承認いただけますでしょうか。いかがでしょうか。</p> <p>(拍手)</p>
<p>雨宮会長</p>	<p>それでは、高橋委員に副会長をお願いするというので、事務局から宜しくお伝えください。</p>
<p>司 会 (木村課長)</p>	<p>わかりました。事務局から後ほどご本人にご確認させていただきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>続きまして、次第の4、「審議会の概要・運営について」事務局よりご説明申し上げます。</p> <p>なお、審議会の運営内容のご協議につきましても、恐縮ですが、会長に進行をお願いしたいと存じます。宜しくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (雨宮会長)</p>	<p>それでは、暫くの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>円滑に会議が進行できますよう、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、次第の4、「審議会の概要・運営について」説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (巻島担当主査)</p>	<p>環境課の巻島と申します。</p> <p>次第の6、「審議会の概要・運営について」ご説明申し上げます。</p> <p>最初に、資料1をご覧ください。1ページが「久喜市環境審議会条例」、裏面の2ページが「久喜市環境審議会条例施行規則」となっております。</p> <p>今回新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、「久喜市環境審議会」の概要についてご説明いたします。</p> <p>本審議会の設置目的は、「久喜市環境審議会条例」の第1条にございます「環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進」についてご審議いただくために設置されるものでございます。</p> <p>第2条には、環境審議会における審議事項を規定しております。</p> <p>審議事項につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)環境基本計画の策定及び変更に関すること。 (2)街路樹等の選定に関すること。 (3)保全地区の指定及び提出された意見書に関すること。 (4)指定希少野生生物種の指定に関すること。 <p>以上の4点となります。この4点につきまして、本市から環境審議会に諮問し、審議会より答申をいただくこととなっております。</p> <p>補足説明でございますが、「(1)環境基本計画の策定及び変更に関すること」につきましては、資料2「久喜市環境基本条例」3ページの第10条において、「環境基本計画」策定にあたっての、環境審議会からの意見聴収が定められています</p> <p>また、「(2)街路樹等の選定」につきましては、資料3「久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例」の第3条において環境審議会から意見聴収し、選</p>

定することが定められています。

「(3)保全地区の指定及び提出された意見書に関すること」につきましては、資料4「久喜市自然環境の保全に関する条例」の2ページ、第6条の第2項におきまして、保全地区を指定する際は、事前に環境審議会から意見聴取することが定められています。

最後に「(4)指定希少野生生物種の指定に関すること」につきましては、同じく資料4「久喜市自然環境の保全に関する条例」の5ページ、第10条の第3項におきまして、野生生物種の指定要件を満たしたものを指定する前に、環境審議会から意見を聴取することが定められています。

次に、審議会委員についてでございます。

資料1「久喜市環境審議会条例」を再度ご覧ください。

第3条で、委員の定数が15人以内であること、第5条で、委員の任期が原則2年であることが定められています。

裏面の2ページ「久喜市環境審議会条例施行規則」をご覧ください。第2条で、会長及び副会長の選任等について、第3条では、審議会の招集及び議事進行は会長が行うこと、委員の過半数の出席がなければ開催できないことなどが定められています。

以上が、「久喜市環境審議会」の概要の説明でございます。

次に、環境審議会の運営についてでございます。委員の皆様には、久喜市環境審議会の運営にあたり、「委員名簿の公開」、「会議録の作成形式」、「会議録の確認・署名」の3点について、本日の審議会でご協議をいただきたいと存じます。

はじめに、「委員名簿の公開」についてでございます。これは久喜市の「市民参加条例」で定める名簿の公開でございます。市のホームページにおいて、公開することとなっています。

資料5「久喜市環境審議会委員名簿」をご覧ください。公開する名簿の内容につきましては、資料5のとおり氏名、選出区分、任期でございます。委員の皆様には公開のご了承をいただければと思います。

また、市では、附属機関等の委員名簿を「公職者名簿」として毎年度作成し、公文書館で公開しています。

この「公職者名簿」につきましては、お名前のほかに、ご本人の同意が得られた場合にのみ、住所と電話番号を掲載し、公開しております。そこで、本日配布させていただきました「久喜市環境審議会委員名簿の公開に係る同意書」において、委員の皆様のご意向を伺いたいと思います。

続きまして、「会議録の作成形式」についてでございます。

本市では、「審議会等の会議の公開に関する条例」の第9条と第10条により、審議会等の会議録は速やかに作成し、その写しを閲覧に供することが定められています。

このため、発言者の氏名を含めた会議録を作成し、市のホームページ等で公表しております。

会議録の作成形式でございますが、原則として「全文記録方式」、または、できるだけ全文に近い形で作成する「ほぼ全文記録方式」で作成することとなっております。

なお、「ほぼ全文記録方式」とは、「テニヲハ」や「繰り返し発言」などを整理させていただくものでございまして、当審議会ではこの方式で今まで会議録を作成していたところでございます。

事務局といたしましては、「ほぼ全文記録方式」での会議録作成を考えているところですが、この件につきましても、委員の皆様にご協議いただければと思います。

最後に、「会議録の確認・署名」についてでございます。

会議録につきましては、事務局が原案を作成した後、委員の皆様へ原案の写しをお送りいたします。

委員の皆様には、会議録の原案がお手元に届きましたら、内容のご確認をお願いします。その際、校正期限のお知らせを同封いたしますので、確認の結果、原案の修正が必要な場合は、指定の期限内に事務局までご連絡をお願いいたします。

なお、校正期限までにご連絡がない場合は、ご了解をいただいたものとさせていただきますので、宜しくお願いいたします。

また、会議録は、皆様のご了解をいただいた後、当審議会で指名する委員にご署名をいただき、会議録を公開することになっております。

当審議会では、今まで会長に確認・署名をお願いしていたところですが、事務局といたしましては、引き続き会長に確認・署名をお願いできればと考えておりますが、この件につきましても、委員の皆様にご協議いただければと思います。

審議会の運営についてのご説明は以上となります。宜しくお願いいたします。

議長
(雨宮会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局から協議事項として3点ほどご説明、ご提案がございました。

ご説明、ご提案について、ご質問等はございますでしょうか。なければ、それぞれお諮りして参りたいと思います。

3点ほどありましたが、1点目は「委員名簿の公開について」、2点目は「会議録の作成形式について」、3点目は「会議録の確認・署名について」ということでございました。ということで、順次お諮りしたいと思います。

まず第1点目の「委員名簿の公開について」でございますが、「公職者名簿」へ住所・電話番号を掲載する、しないについては、皆様それぞれお考えもあると思いますので、事務局がお配りしている「同意書」に住所・電話番号の公開・非公開の意思をご記入いただき、事務局にお渡しいただくことでよろしいでしょうか。

(同意)

議長
(雨宮会長)

これはどうですか。会議が終わった後に集めますか。

事務局

会議後に集めます。

議長
(雨宮会長)

では、会議が終わった後に事務局で集めるということですので、閉会までに公開に合意する事項に丸をつけて、署名をしていただきたいと思います。これが第1点目ですね。

次は2点目の「会議録の作成形式について」でございます。先程の事務局のご説明では、会議録の作成は「全文記録方式」と「ほぼ全文記録方式」の2つ

のやり方があると。事務局のお話では、「テニオハ」や「繰り返しの発言」などについて整理する、「ほぼ全文記録方式」ということですが、今までのとおり「ほぼ全部記録方式」でいかがでしょうか。

(同意)

議長
(雨宮会長)

それでは、会議録の作成形式については、「ほぼ全文記録方式」で作成することといたします。

それでは3点目の「会議録の確認・署名について」でございますが、事務局で作成した会議録を、これは素案ということでしょうか。それを委員全員で確認していただいた後、確認・署名を会長の私の方で行うという案でしたが、これでよろしければ、そのようにさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(同意)

議長
(雨宮会長)

ありがとうございます。それでは、会議録につきましては、私が最終確認をした後、署名をさせていただきたいと思っております。

議題に入る前に、事務局からご報告があるようです。事務局、お願いします。

事務局
(川村補佐)

はい、ありがとうございます。

それでは、本日の配布資料のうち、「第2次久喜市環境基本計画」、いちばん分厚い資料で、2か所ホチキス留めの冊子です。こちらの作成経緯と現状についてご説明させていただきます。

本日お集りの皆様の中には、前回からの引続きでお引き受けいただいている委員さんもいらっしゃいますが、こちらの「第2次久喜市環境基本計画」は、令和3年度の昨年度から本年度の令和4年度にかけて、前任の環境審議会委員の皆様へ、計4回にわたる丁寧なご審議をいただきまして、策定したものでございます。こちらの環境基本計画は、久喜市の環境行政の基礎となる計画でございます。第2次計画の計画期間は、令和5年度、来年度からの10年間の計画となっております。

本来であれば、きれいに製本したものをお渡しできればよかったのですが、計画書が現在製本作業中でございますので、今日お配りするのは暫定版とさせていただきますことをご了承ください。今月中には計画書が完成予定でございますので、完成の際には改めて委員の皆様には配布をいたしたいと考えております。事務局からは以上でございます。

議長
(雨宮会長)

ありがとうございました。只今、事務局から第2次久喜市環境基本計画のご説明をいただきました。何か皆様の方からご質問・ご意見等がありましたら、いただきたいと思います。

はい。内田委員宜しく申し上げます。

内田委員

内田と申しますが、「計画の推進体制」というのがありますが。私も前任の審議会委員を務めさせていただきましたが、審議会の内容を環境推進協議会で決め、基本計画の策定・変更に関する審議ということで、

環境審議会でもってきて。それから、今、77ページの話をしているのですが。進行の管理ということで、基本計画に基づいて施策の推進、PDCAというのが回っているのですが、どのように、いつごろ回っているのかお聞きしたいのですが。特に、私は審議会の方にも入っているのですが内容はわかるのですが、環境監査委員会というのがありますが、この監査の内容というのは、どのように毎年されているのかどうか。その報告は審議会にご連絡いただけるものなのかお聞きしたい。

議長
(雨宮会長)

ご質問ありがとうございます。只今のご質問に関して、事務局からご説明いただけますか。宜しくお願いいたします。

事務局
(川村補佐)

はい。ありがとうございます。

まず、PDCAサイクルのお話ですが、内田委員がおっしゃっているのは、77ページの「進行管理のための組織体制」の図の矢印が、いわゆるPDACサイクルのように見えるのですが、これはPDACサイクルの矢印ではなくてですね。例えば1番の久喜市環境推進協議会というのは、1番に対応する詳細な説明が76ページの1番に書いてあります。2番も同様で久喜市環境監査委員会の詳細が76ページに書いてあります。1、2、3、4の順でPDACサイクルが回っている訳ではないということ、まず1点説明させていただきたいと思います。

環境監査委員会については、チェック機能をもっているところなのですが、毎年されているかというご質問でしたが、毎年行われております。一番近いものと、先週の3月16日(木曜)に今年度の久喜市環境監査委員会を開催しまして、環境に関する施策の数値的なものを、監査委員の方々にチェックしていただいております。その結果については、毎年定例で環境審議会にご報告するというのは今までは行っておりませんでした。もし皆様が審議会としてのご意見があれば協議して参りたいと思います。

議長
(雨宮会長)

ありがとうございました。
内田委員、いかがでしょうか。

内田委員

私がお話したのは、77ページから79ページで、78ページに「計画の進行管理」というのがありますよね。この話をしているのですが。ということは、Plan、Do、Check、Actionというのは、これはぐるぐる回ることなので、このあたりの関係性をきちんとさせておいた方がいいのかなと思ひまして意見を出しました。このPDCAに基づいて、それぞれの関連性を弁えながら行われているのかどうかということを確認していただきたかったです。以上です。

議長
(雨宮会長)

今の意見について、どうでしょうか。

事務局
(川村補佐)

はい。失礼いたしました。
内田委員がおっしゃっているのは、78ページと79ページの「計画の進行管理」ということでしたね。78ページに説明があり、79ページ

ジにその図がありますね。内田委員がおっしゃるとおり、PDACサイクルということで、こちらについては計画の策定というのは、今年度、内田委員も含めた前任の委員が環境基本計画を作っていたP l a nの部分になります。これからそれに基づく施策の推進がD oの部分。そのC h e c kの部分というのは、先程申しました環境監査委員会ということになります。毎年実際に施策が進捗しているかを確認する機関になります。繰り返しになりますが、監査の結果報告についても、必要に応じて、環境審議会においても今後報告するよう考えて参りたいと思います。

議 長
(雨宮会長)

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。

内田委員

では、これはぐるぐる回るということで理解してよろしいですか。

事務局
(川村補佐)

はい。

議 長
(雨宮会長)

篠原委員。

篠原委員

篠原といいます。私は初めて参加したので教えていただきたいのですが。11ページに「久喜市指定希少野生生物種」が指定されていますが、私、今年初めてデンジソウというのを知りまして。これは埼玉県希少種でして、NPOさんの活動を見に行ったことがございまして、そこで埼玉県の希少種になっていることを知りました。それなのに久喜市の指定希少野生生物種になっていないのはなぜなのか、そこを教えてくださいましたら助かります。

議 長
(雨宮会長)

今のご質問に対して、ご説明いただけますか。

事務局
(田熊係長)

はい。ありがとうございます。

市で希少野生生物種ということで指定するのですが、指定できないものがございまして。既に県で指定しているものは市の方では指定できないような法のつくりとなっております。そのため、県のデンジソウは、市では指定していないというところでございます。

篠原委員

わかりました。ありがとうございます。

議 長
(雨宮会長)

つまり、県で指定されているものは、市で指定しても同じことだということですね。

篠原委員

ただ、私は思うのですが、県で指定したものを、県のものだから市は知らないというスタンスではなくてですね、出来る事なら県で指定したのも、久喜市にはある訳ですから、久喜市でも指定するべきではない

かというように思っています。

久喜市にあることを皆さん、この基本計画を見ても、それを知る術がないのですよ。せっかく県で指定しているのであれば、市の計画にも載せるべきではないかと思っています。

県指定であれば市は知らないというスタンスにも見えますので、できれば県であっても市の計画に載せた方がいいと私は思います。

議長
(雨宮会長)

はい。いかがでしょうか。

事務局
(田熊係長)

県が指定しているから、市は知らないよという訳ではないのですが、こちらを指定することによって、規制といいますか、採ってはいけないというような規制が県からかかっているものに対して、市が指定してしまいますと、二重に規制がかかりますので、指定する意味がないといいますか、二重に規制する意味はないということでございます。

県の指定希少種でございまして、市は知らないという訳ではございませんので、ご理解いただければと思います。

篠原委員

私も言葉が過ぎたかもしれませんが、市のやっていることはわかります。けれど、せっかく市に県が指定したものがあれば、広報する意味でも備考とまでは言いませんが、そういったものを載せてはどうかと思います。

議長
(雨宮会長)

はい。青山委員。この件についてのご質問でよろしいでしょうか。

青山委員

この件についてなのですが。

デンジソウについて、私もこれはとても珍しいものだと思います。久喜市はデンジソウだと思っていたんですね。ですがここに載っていませんでしたので、その時も話題になりまして、括弧でもいいのでデンジソウの存在があった方がいいと申し上げたのですが、それで載っているのかなど、ちょっと期待していたのですが、それでも尚且つ載せられないとなると、この計画を見た時に、久喜市の人達はあのデンジソウはどうしてと皆が疑問に思うのではないかと思います。そこで今何か対策できないかと思ひまして。

議長
(雨宮会長)

どうでしょうか。

事務局
(田熊係長)

デンジソウについてなのですが、自生したところがあったのですが、そこが民地です。実は今年度その民地の売買がありまして、デンジソウの自生地がなくなってしまったという経緯があります。ただ、デンジソウにつきましては、或る学校に移植をしています。ですので、市内で自生しているところが、今年度で無くなってしまったということがございます。

議長
(雨宮会長)

今のご説明では、ちょっと皆さん納得されていないのかなど。
自生地がなくなってしまったからといっても、市が保護しているのであれば、それがわかるように記載すればよいのではないかと思います
が、それについてはいかがでしょうか。
はい。角内委員お願いします。

角内委員

デンジソウがどうして指定されていないのか。去年の環境審議会の計画の時にも自分ではお願いしたつもりなのですが、49ページの「個別目標達成に向け取組み」の中の①に「指定希少野生生物種の生息・生育調査を定期的実施するとともに、保護を呼びかけます。」とあるのですが、この環境計画は4月から発行される訳ですよね。4月以降は定期的な調査を計画してほしいと強く思います。

昔、10年以上前に、久喜の環境生育調査にお手伝いとして参加させていただいたことがあります。それには調査した結果が文章として出ています。こういう場所に、こういうものがありましたと全部文章になっていましたので。この生育調査をして、場所があまり知られたくないのであれば、名前だけでもいいのですが。生育調査によって久喜市にはこういうものがありますよと出して、それが県指定の絶滅危惧種であるのか、市指定の絶滅危惧種であるのか、一緒に出せばすぐわかりやすく、今の久喜の生物の現状がわかると思うんですよね。ですから4月以降に是非。植物は春と初夏が一番見つけやすいんですよね。秋に出るものもありますが、春と初夏がメインですので。4月は初夏の一手前ですから、計画を立てて実施していただきたいと思います。

議長
(雨宮会長)

はい。ありがとうございます。
事務局、いかがでしょうか。
出来ること、出来ないこと。或いは出来ることであっても、認定的な、期限的なものもあると思いますが、今のご意見に沿ったことがあればお話しいただきたいと思います。

事務局
(田熊係長)

ありがとうございます。
生育調査につきましては、現時点ではいつやるという話は決まってはいませんが、生育調査の実施の方は進めて参りたいと思いますので、宜しくお願いします。

木村課長

補足説明になるのですが。
在来の希少野生種についても、地域の皆さんと何かできないか、調査も含めて考えているところでございます。具体的に、在来種ではなく外来種の対策について、在来を守るためにとても大切なことだと考えています。久喜市内の或るボランティア団体さんと、クビアカツヤカミキリですとか、オオキンケイギクですとか、特定外来について皆さんに知ってもらいたい。知ってもらうためにも、まずは駆除しなければいけない。そういったことを、具体的に皆さんとどのようなことが出来るのか、協議を始めたところでございますので、令和5年度については、何らかのかたちで動き出します。市民の方もそれを知らないといけませんので、広報などで周知して参りたいと思います。

また、デンジソウにつきましては、自生というかたちではありませんが、民地の売買の関係で、実際にそこでは守られないということになってしまいましたが、引き続きデンジソウについて子どもたちに伝えるために、ボランティアさんと一緒になって小学校に移植させていただきました。希少種ということもあり、場所を公にはできませんが、市民に希少種を知っていただくようなことができないか、今後はそういったことに取り組んでいくことを考えています。

議 長
(雨宮会長)

それでは、今のご質問・ご意見に関しての対応については、ご了解をいただいたということでしょうか。

先程、内田委員のご質問でPDCAサイクルのお話がありましたが、結局、環境審議会で策定した基本計画を回して行き、Checkの段階で環境監査委員会がそれをチェックすると。環境監査委員会の結果を、環境審議会で報告するようにしますということでしたが、そういったことで宜しいですか。

事務局
(川村補佐)

はい。

議 長
(雨宮会長)

それはActionに相当するところだと思ひまして。その計画が上手くいっているか、いないかによって、計画を見直すフェーズが審議会に巡ってくるということで、このPDCAサイクルが回っているということでしょうか。

内田委員

はい。ありがとうございます。

議 長
(雨宮会長)

それでは、基本計画についてのお話はよろしいでしょうか。
次の議題もごございますので、もし気になる点等がございましたら、事務局にご意見差し上げるといいということでしょうか。

事務局
(川村補佐)

はい。

議 長
(雨宮会長)

ということで、皆さん計画書をお読みいただき、気になる点がありましたら、早めに事務局にご連絡いただきたいと思います。宜しくお願いいたします。

それでは、次第の5、「議題」として「栗橋駅周辺の路上喫煙禁止区域の指定等について」ということをございますので、こちらの方のご説明をお願いいたします。

事務局
(田熊係長)

それでは、栗橋駅周辺の路上喫煙禁止区域の指定等について、ご説明をさせていただきます。

資料の7「栗橋駅周辺の路上喫煙禁止区域の指定等について」をご覧ください。

「1.経緯」としまして、平成24年4月1日に路上喫煙の防止に関する条例を施行し、この条例に基づき、久喜駅周辺の「空き缶等ポイ捨て

防止重点区域に指定されている区域」を「路上喫煙禁止区域」として指定したところがございます。

ここで「空き缶等ポイ捨て防止重点区域」と「路上喫煙禁止区域」がございますが「空き缶等ポイ捨て防止重点区域」につきましては、空き缶等のポイ捨て防止を特に必要があると認める区域を重点区域として指定するものでございます。

「路上喫煙禁止区域」とは、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図ることを目的として、路上喫煙をしてはならない区域として指定するものでございます。

本条例の制定にあたりましては、久喜駅以外の駅前周辺についても、必要に応じて各駅周辺への拡大も含め指定箇所を見直していくこととしています。

また、同条例第7条においては、喫煙者を締め出すのではなく、喫煙者のマナー向上により喫煙者と非喫煙者がともに快適な生活環境を確保するという趣旨から、禁止区域内においても、市長が喫煙場所を指定した場合は、喫煙を認めることとしています。

市では久喜駅のほかに、令和2年4月に東鷲宮駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定しております。

「2.現状」につきましては、

- ・市民の方からは、同駅周辺の煙草のポイ捨てや、受動喫煙についての相談がたびたびあり、現地を確認したところ多くの吸殻が散見されております。
- ・栗橋駅西口、コンビニエンスストア前では、以前ボヤ騒ぎが起こるなどの被害が確認されております。
- ・駅周辺は一部、通学路として指定されており、児童・生徒の受動喫煙が懸念され、対応が急務となっています。

「3.方針」につきましては、現状を考慮し、受動喫煙を防止するとともに、喫煙者と非喫煙者の立場を尊重するということから、栗橋駅周辺を新たに路上喫煙禁止区域に指定するとともに、併せて喫煙所の設置を計画しております。

市では環境保全巡視員によるパトロールを実施していますが、栗橋地区の実施回数は現在週1日となっており、毎日のパトロールはできないのが現状でございます。喫煙所を設置することにより、パトロールできない時間についても受動喫煙を防ぐことができるものと考えられます。また、同駅周辺の一部は、空き缶等ポイ捨て防止重点区域となっておりますが、今回指定を予定している路上喫煙禁止区域内では、「煙草を吸わせない、ポイ捨てさせない」ことを基本としていることから、路上喫煙禁止区域と空き缶等ポイ捨て防止重点区域は、同じ範囲が望ましいと考え、路上喫煙禁止区域の指定にあわせて、空き缶等ポイ捨て防止重点区域を拡大することを計画しています。

資料の2枚目「栗橋駅周辺路上喫煙禁止区域等（案）」をご覧ください。

先程の方針について、地図でご説明をさせていただきますと、栗橋駅周辺の黄色の部分につきましては、既に「空き缶等ポイ捨て防止重点区域」に指定されております。

青い部分につきましては、「空き缶等ポイ捨て防止重点区域」として

拡大したいと考えております。

黄色と青の部分につきましては、新たに「路上喫煙禁止区域」に指定をしたいと考えております。

緑の線につきましては、児童通学路となっており、資料の赤いところを喫煙所設置予定場所と考えております。

こちらを喫煙所設置予定場所としたのは、駅出入口やトイレ、バス・タクシーの停留所や、通学路から離れた場所で、通行の妨げになりにくい場所として、こちらを予定場所とさせていただいております。

資料の3枚目が喫煙所の設置予定場所の写真となっております。左下にある写真が久喜駅東口の喫煙所の写真となっております、喫煙所の設置イメージ図となっております。

資料の4枚目は「栗橋駅周辺の路上喫煙禁止区域の指定について」となっております。

こちらは、栗橋駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定するにあたり、地元行政区長等のご意見を事前に伺ったご意見等をまとめたものとなっております。

「1. 駅周辺の現状について」については、

- ・ 駅西口のコンビニ周辺では路上喫煙、ポイ捨てが多い。
- ・ 駅東口は西口程ではないが路上喫煙とポイ捨てが見られる。
- ・ コロナ以後空き缶、ペットボトルのポイ捨ては減少しているが吸い殻は依然として多いままである。

「2. 路上喫煙禁止区域の指定について」は、

- ・ 賛成、問題なし。
- ・ 火災発生の予防という意味も込めて是非お願いしたい。
- ・ 東口の路上喫煙禁止区域の範囲を拡大してほしい。

こちらにつきましては、さきほどの資料の2枚目の区域図は、地元行政区長さんから、たばこの吸殻が多い場所で範囲を拡大してほしいというご意見をいただいたものを反映し拡大した区域となっております

「3. 喫煙所の設置について」は、

- ・ 喫煙者を追い出すのではなく、喫煙所は設けてあげるべき。
- ・ 東口にも設置してほしい。

というご意見があった一方で、

- ・ 東口には設置しなくてよい。

というご意見もありました。

「4. その他の意見」といたしましては、

- ・ 駅利用者への周知徹底の為に表示板の設置や広報等でのPRをしてほしい。
- ・ 既存のポイ捨て区域について知らない人が多いので明示してほしい。
- ・ 喫煙者等について条例に位置付け、マナー向上に努めてほしい。

こちらのご意見でありましたPRにつきましては、市の広報紙や、ホームページ、表示板の設置や、路面標示など設置するなど検討してまいりたいと考えております。説明は以上となります。

内田委員

ゴミのポイ捨て、特にタバコのポイ捨ては、火事の発生原因になったりするので、非常に気になる場所です。前年度は久喜駅の東口・西口設置の案件が出ていたので、おそらく設置が出来たと思います。これは各駅で問題になっていると思うんですね。今回は栗橋地区ですが、鷲宮地区や菖蒲地区、菖蒲地区には駅はありませんが、そういった主要エリアでの喫煙所の設置を考えているのか。これはマナーの問題ですが。特にコンビニエンスストアの前ではタバコのポイ捨てが多いと。先日、久喜北小学校の卒業生が地域のゴミ拾いをしてくれたんです。その時に、なんでこんなにタバコのポイ捨てがあるのか、特にコンビニエンスストアに多いという感想がありました。子どもたちにどうしてかなと問いかけました。おうちに帰ったらお父さん、お母さんにゴミのポイ捨てはだめだと言ってねと。これはモラルの問題でもあるので。我々は川の環境保全の活動をしていますが、ゴミのポイ捨てを抑制するというのは、社会問題なんです。久喜市だけではなく、どこの地域に行ってもこの問題はあると思うので。率先してこのゴミのポイ捨てを止めさせる何かいい知恵を出せたらと思いますが、栗橋駅周辺だけではなく後方やその地域と連携してタバコのポイ捨てを撃滅していく方法を考えていったらいいと思います。是非、この環境保全の中でいい案があれば出していただいて、撲滅していただきたいと考えますが。各駅に喫煙所は設置されているのでしょうか。

事務局
(田熊係長)

駅前広場の喫煙所の設置についてですが、今現在設置しているのは、久喜駅東西、西口と東口になります。あとは東鷲宮駅の西口に設置している状況でございます。

こちらにつきましては、駅前の喫煙の状況ですとか、そういったことで設置したという経緯があったところでございます。先程のお話で、ポイ捨てをなくすということですが、市で実施していますのは、広報や市のホームページに掲載しているところでございます。あとはポイ捨て禁止の看板ですとか。ポイ捨て禁止区域につきましては、環境保全巡視員という職員がおりまして、対策として見回りに行っているところがございます。現在の対策としては以上となります。

野口委員

よろしいですか。今度は栗橋駅の設置計画を審議することになります。確かにポイ捨ては少なくなった。JRの西口ロータリーに、東鷲宮駅は設置していただきましたよね。東口のロータリーも以前よりはきれいになりました。それから西東の連絡通路もほとんどポイ捨てがなくなった。ただ、喫煙所の中が酷い。空き箱などが盛り上がっている。たまたまそういった時に私が出くわしているのかもしれないが。確かに喫煙所を設置した効果はあるが、利用する人にももう少し考えてもらわなければならない。そうでなければ、いくら施設を造っても、いつもきれいにはしておけないと思うのね。栗橋駅では大和根口ですよ。でしたら、設置予定場所をもう少し駅の近くにならないか。具体的な話になってしまいますが。そうすればもう少し効果があると思います。駅から離れば離れるほど効果が薄れていきますよね。可能であれば、地域の人と協議して、もう少し駅に近い部分に設置してあげるといいのかもしれないですね。以上です。

篠原委員

篠原です。教えていただきたいのですが、久喜駅でも喫煙場所を設置していますが、設置した価値はあったのでしょうか。私の気分的には、ゴミはそんなに減っていないような気がします。私の主観的な感想なのですが。

久喜駅の東口ですが、確かに喫煙所は設置されましたが、あまり周りのゴミが減ったという認識がなくてですね。朝来るとゴミだらけの所がありますし、タバコも落ちていたりします。きちんとわかっている人はいると思いますが、夜に酔った人がどうするのかは予想が付きませんので。設置する以上は、前後の結果をみてから設置してはどうかと。つまりですね、設置前は1日にこれぐらいゴミがありましたと、設置後はこれだけ減りましたと。結果がわかれば市民も設置した価値を認めてくれると思います。

それからですね、先日加須市の環境科学国際センターに勉強しに行ってきたのですが、その2階のフロアに子どもたちのエコ新聞が掲示されていました。たまたま、さいたま市の小学生の新聞があったので、見てみたのですが。どうしてゴミを捨てるのかについて小学生が調査をされていて、優良賞をもらっていました。私も考えていたことなんですけど、あまり表通りには捨てないんですよ。どちらかというところ陰や目立たない場所に誰かが捨てたゴミが積み重なって堆積していると。そういうことが目立つということだと私は思っています。考えなければならぬのは、人が行うことなので、行動としての問題ですよ。行動学と言いますが。例えばどこにゴミ箱を置けばゴミが減るのかとか、最近そういうことを研究している人が結構いますよね。先日テレビで見たものですから。ゴミを減らすために喫煙所を設けるのもアイデアだとは思いますが、むしろ行動学的な知見に基づいて久喜市は先進的なことをやっている。環境課はですね。そういったことはアピールになるのではないかと私は思っています。これは意見なのですが、そういったことも少しは考えていただければと思います。

議長
(雨宮会長)

ありがとうございます。

後ほど事務局に考えていただいた上で、またお答えいただきたいと思っています。

はい、青山委員。

青山委員

ゴミの問題ですが、これは大人の問題だと思います。子どもたちは純粋で、とにかくきれいであれば嬉しいと。かつての鉄道のトイレは汚くて、家に帰ってから済ますということが殆んどでしたが、今は駅もドライブインも公園のトイレもきれいになっています。大人がタバコを吸った時のマナーを守ることが本当は大事なのですが、その大人がマナーを守らないことで今の問題となり、喫煙所を設けなければならないところまで発展してきています。一つ案なのですが、やはりきれいにしていれば汚さないというように思いますので、ボランティアで喫煙所を定期的きれいにしてしまう。そうすれば喫煙者は気分がよく、路上で吸うこともなくなると思います。路上での喫煙は、子どもたちへの影響が大きいと思っていて、受動喫煙は怖い、健康被害が大きいと思います。ですから、まずは定期的に喫煙所をきれいにする係員の方を設けていた

だくと。根本的に変えないとなかなか難しいことだと思います。

喫煙所とは関係のないことなのですが、ゴミ問題として自分なりに考えてきたことがあります。プラスチックゴミが減っていないことについてです。特に大きなお店では、ぐるぐる巻きのプラスチックの袋が無料で取れるようになっていまして、必要以外にぐるぐると取って家庭に持ち帰る光景をよく目にします。基本的に無料のプラスチックの袋を置かないように、スーパーや大きなお店に市からお願いしてはどうかというのが一つ。それができれば少しづつプラスチックゴミが減っていくと思います。今はマイバック持つようになり、袋も有料化されています。そのことで少しは減っているのかもしれませんが。

実は、3月の初めの頃に、風の強い日がありまして、プラスチックの袋が線路に飛んで行って、停電を起こしたというんですね。遭遇した人に話を聞きましたら、6時から3時間、身動きが出来ない状態だったというんですね。その日は風が強かったので、10時から翌朝の1時頃まで電車が動かなかったそうです。これはもう人災ですよ。ゴミが引っ掛かったとはいえ。ニュースでは取り上げられませんでした。

今、ペットボトルを自動販売機で購入してお茶やお水を買うことが多いのですが、マイボトルを持つと、一時そういったお話がありました。ペットボトルは再生することができるので、再生できるのであれば使ってもいいのではないかという話にいきかけていると思っていましたが、実は再生するには廃棄するよりも4倍以上の経済的負担がかかることを聞きました。ですから、本を正すと使わないことなのだと私は思います。なるべく使わない。特に国内で水を買う人がとても増えていて。日本の水ほど安心・安全なものはないと言われているのに、ペットボトルに入った水をたくさん買って。ペットボトルは再生されるかもしれませんが、水は蛇口を捻れば安心・安全なものが出るというのが日本の特徴だと思います。このきれいな状態を保つことも、私達大人一人一人が後世に残すことだと思います。

タバコの害もそうですが、ゴミのことも考えてきたので、どうか宜しくお願いします。

野口委員

議長。今は栗橋駅前の路上喫煙の禁止区域の指定についてを協議しているのですが、ゴミの一般のことは別の形で協議してください。これを進めないとは終わらせません。

青山委員

ズレてしまったのですが、きれいにするには必要なことだと思います。

議長
(雨宮会長)

青山議員のお話はとても大事な事だと思います。皆さんも同じ認識であると思いますのでご安心ください。ただ、今おっしゃられたように、まずは栗橋駅の周辺のお話をしなければなりません。これまでのところで、先程ご質問がいくつかございましたが、栗橋駅の喫煙禁止区域についての追加のご説明をお願いします。

事務局
(田熊係長)

ありがとうございました。

先程、ゴミがあると更にゴミを呼び込むとのお話がありました。野口

委員からも東鷲宮駅の喫煙所の中にゴミが多くあり、ゴミがあると更にゴミを捨ててしまうというお話をいただきました。こちらにつきましては、今は週2回喫煙所内の清掃を行っているところではありますが、これにプラスしてゴミを捨てないようにするような貼紙を貼ったり、駅の周りには環境保全巡視員の職員が巡回している箇所もございますので、巡視員に伝え、喫煙所内のゴミをないように対策していきたいと考えております。以上でございます。

議長
(雨宮会長)

加藤委員どうぞ。

加藤委員

栗橋駅の西口に喫煙所を設置するということですが、通勤時間帯で利用者がどれぐらいいるのか。そういった統計的なものを録って、清掃をどの時間にやるのか、1日当たり1回なのか。同じ清掃するにしても、ピークの時間に吸っている人のいる中で清掃するのもいかがなものかと。また、空いている時間で清掃するのがベストだと思いますので、今まで実施している中で統計を録って、この時間がいいと。そういったことが必要であると私は思います。行政の方はどのように考えているか、お聞かせいただければありがたいです。

議長
(雨宮会長)

田島委員、今の質問に関連してということによろしいですか。それでは田島委員お願いします。

田島委員

私はこの資料の地図に家が載っているところに住んでいまして、この周辺の現状を理解できているのかなと思いました。今回のこの指定区域は、どのような調査で、どのような理由で設定されたのか、いまいわかりませんでした。地図で拡大された範囲を指定した理由、喫煙所をここに造った方がいいよねという理由があればお聞きしたいなど。ただ、明確な調査をされて、なんでここに設定しなければいけなかったかというものがあるはずだと思いますので、理由をお聞かせいただければと思います。質問させていただきました。

議長
(雨宮会長)

それでは、先程の加藤委員のご質問と田島委員のご質問について、いかがでしょうか。

事務局
(田熊係長)

ありがとうございます。

清掃の時間帯につきましては、どの時間に清掃したらいいのか検討して参りたいと思います。

路上喫煙禁止区域の指定につきましては、目安として人通りが多い場所ということで、約半径200メートルを基準としたところがございます。また、地元の行政区長さんに話を伺いまして、東口の部分に関しては、この部分を増やした方がいいなど、地元の方のご意見もございましたので、増やしたかたちで案を作らせていただいたところでございます。

喫煙場所については、駅の入出口から離れていて、トイレやバス・タクシーの停留所、通学路から離れた場所で、極力通行の妨げにならない

い場所ということで、こちらのロータリーの端の部分がよいのではということ、こちらを設定したところでございます。以上でございます。

議長
(雨宮会長)

では、田島委員。

田島委員

200メートル範囲内での指定状況だったかと思うのですが、実際にタバコの吸い殻が多い場所ですとか、その現場の状況というのは、たぶん東鷲宮駅とかとは違いますし、それぞれで調査してみないと全くわからないのではないかと感じました。実際に具体的に思うのは、西口でいいますと、コンビニエンスストアのある北側のちょっと裏側ですね。先程、篠原委員がちょっと暗い場所に誰かがゴミを捨てはじめるというお話があったかと思いますが、裏側の駐車場にコンビニのゴミとかが堆積している場所があって、そこに最近ですと外国人が集まってタバコを吸い始めて、その人たちが増え始める一方で、日本人もそこで吸うようになって、ポイ捨てが増えている現状を見ています。

そういったことがその場所で発生しているという実態を考えていくと、今設定している場所は、離れた場所になってしまいます。

その他、このあたりは駐車場が多くて、駐車場で車に乗る前にタバコを吸ってから、そこに捨てて、自分の車はきれいにして帰る人が結構多くてですね。そうであれば、青いラインはもう一区画分くらい西側に延長してもいいのかなという感じがしました。

あと、通学路であれば、うちの娘もこの通学路を通って行っているのですが、通学の時間帯はタバコを吸う人があまりなくてですね。やはり子どもの目が気になるみたいでして、喫煙所以外ではタバコを吸わないと。朝早くですとか、夕方遅くですとかにタバコを吸っている人達が結構多いなという印象を受けます。

議長
(雨宮会長)

はい。天野委員。

天野委員

すいません。私はあまり専門的ではないので申し訳ないのですが、私は久喜駅の傍に住んでいまして。喫煙所は、最初はロータリーの近く、トイレと駅に向かう階段の傍に設置されていましたが、子どもたちが通学で通ったりしますので受動喫煙が問題となりました。せっかくお金をかけてロータリーの辺りに造っていただきましたが、川の傍というか、駅のロータリーよりもずっと遠くに離しました。でも、やはりタバコを吸う方は入っているんですよね。見ていると、こんなところにまで行かないんじゃないのと皆が言っていましたが、喫煙所に人は入っています。久喜駅の東口の近くには確かにゴミが落ちてはいます。でも、喫煙所がないともっと落ちると思います。委員の皆さんがおっしゃるように、やはり喫煙所をきれいにしていれば、後から来る方もきれいにしますし。この写真を見ると、喫煙所は足元が見えています。ここが暗いとタバコの吸い殻でも空箱でもなんでも置いてしまうと思います。清掃の事を考えると、街に一つは必要なのかと。暗がりや角、私の家も十字路の角なのですが、そこにゴミが捨てられるのですが、やはり街に一つは

ないと吸う方も隠れて吸うようになるので、正々堂々と吸える場所を設置した方がいいのではないかと私は考えます。久喜駅のように、あまり人のいる近くですと、また皆の意見によって、遠く離れた場所に設置するとなると、莫大なお金がかかります。ただの掘っ立て小屋かと思ったら、すごい経費がかかっていそうなので、そのあたりも考えていただきたいと思います。以上です。

議長
(雨宮会長)

ありがとうございました。

今のお話のように、喫煙所の設計自体がもう少し現状を調査した上で、きちんと見直しを行うと少し違うのでは。それから、今捨てやすいような場所になっているところは、きれいにするとか、明るくするとか、そういった対策に効果があるのではないかということでした。

板橋委員

はい。先程、田島委員さんがおっしゃったことは、私も全く同感です。駅の周辺をウォーキングしているものですから、おっしゃっていることがよくわかります。私は基本的には喫煙所を設置することには賛成です。ただ、この写真の喫煙所設置イメージ図を見ると、結構立派なものですよね。これを設置する前に、委員がおっしゃったような場所にお金をかけないような仮設置のようなものを造って、よく調べてみてからこの写真のような喫煙所を設置してみてはどうでしょうか。お金がかかることです。ありがたいことに、ここの伊坂では公園を2つ造ってもらっているんですよ。特に2つ目の公園は、ブランコもあって。そのような公園が整備されているので、喫煙所を造るのは大賛成なんです。でも、せっかく造ったのに、使いもしないとなると意味ないですよ。本当に使えるのかどうかを再確認した上で、本当に必要であったらどんな豪華なものでも造られたらどうかと思います。以上です。

事務局
(田熊係長)

ありがとうございます。栗橋駅の喫煙所につきましては、コンビニの近くでは喫煙の状態が酷いというのは市でも確認はしております。コンビニの近くに喫煙所を設置することについても考えてみたのですが、設置スペースの問題等がございましてコンビニの近くに喫煙所を設置するのが難しいところでございます。そこで「栗橋駅周辺路上喫煙禁止区域等（案）」の赤い印の場所を、市の案として喫煙所設置予定場所として考えたところです。路上喫煙禁止区域につきましては、西側にもう一区画増やしてはどうかというお話がありましたが、そちらにつきましては検討をさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長
(雨宮会長)

今日のお話の中で、現状を確認してから設置場所を検討してくださいということでした。

私も一つ質問がありまして、先程のご説明で東口に喫煙所を設けたほうがいいという意見と、設けなくていいという意見とが併記されていましたが、これはどのように解釈したらよろしいのでしょうか。設置してほしいという希望があるのであれば、東口にも設置してもいいのではと思うのですが。いかがでしょうか。

事務局
(田熊係長)

こちらの意見につきましては、まず西口に喫煙所を設置することは賛成ということで、それはそれでいいのだけれども東口にも設置してほしいという意見のある一方で、東口には設置しなくていいという意見もあり。西口に設置することは、まずは賛成。プラスして東口にも欲しいというご意見がありました。

議長
(雨宮会長)

東口から通ってこられる方は、同じようにそこで一服してから電車に乗る、ないし帰ってきた時にそこで一服したりということで。そう考えると、西も東も違いがないようにも思うのですが。ということは東口の路上にゴミが溜まってしまわないのか。そういった疑問を個人的に持ちました。

板橋委員

栗橋は街自体は東口の方が街になっているんですね。先程、言い忘れたのですが、今回西口に喫煙所を設置するのは賛成だと申し上げました。是非造って欲しいと。西口はトイレもあるんですね。東口にはトイレもないのですよ。ということは、今回もまた西口に喫煙所を造り、さらにトイレもあるのに、東口には何もない。これは差になってしまうのではないのでしょうか。金銭面で出来ないというのであれば、それを納得させるように住民に話さないと、不満が出てきてしまいます。どちらにもないのであれば、金がないので出来ないというのであればやむを得ないと思う人もいるかもしれませんが。西口にはトイレもあり、喫煙所もあるが、東口にはなにもない。東口はもういいのかという考えはとんでもない間違いで。ですから、両方にできるのか、どうなのか。場所がなければ場所を作ればいいのか。そのように考えてはいただけないのでしょうか。以上です。

議長
(雨宮会長)

時間も2時間を過ぎましたので、話をまとめていきたいと思います。
路上喫煙をどうやって辞めさせるか。駅周辺のお店は、ポイ捨ての想定エリアにあると思います。お店の方も自分たちのお店の中はきれいにしたいと考えていらっしゃると思います。市がPRして、お店の方々がポイ捨ては嫌だという意味をはっきり示せるような、掲示ができるようなかたちをとって、街全体、通り全体としてポイ捨ては困ると、はっきり意思を打ちだすような。また喫煙するような方がいれば、皆で注意できるような、そのような動きを作っていただければ、更に効果があるのではと思いました。通行している方だけではなく、お店の方もきれいにしたいと思っているのは確かなことなので。そのような動きを活動に結びつけていけるように、工夫していただければと思います。

だいぶ時間も過ぎましたので、栗橋駅周辺の件につきまして、色々のご意見をいただきましたので、もう少しご検討いただくよう、事務局に預けたいと思いますがよろしいでしょうか。

はい。田島委員。

田島委員

すいません。最後に手短かに。今回はいわゆる市の区画の中で処理できる場所を選定していくという話だったと思いますが、例えばJRや東武鉄道さんと連携することで場所を確保し、一緒になって事業を進めていくという計画は立てられないものなのではないでしょうか。

東武鉄道さんの高架の下とかがあるかと思います。場所や規模ですとか、そういったことも民間会社と連携すれば、もう少しスマートに動けるのではないかと思います。その辺りのことを教えていただくか、検討に入れていただければと思います。

議長
(雨宮会長)

今のお話について、お答えができるのであれば。あるいは宿題にさせていただきますか。

事務局
(田熊係長)

J Rと東武鉄道につきましては、今回の喫煙所設置について事前にお話はさせていただいておりますが、民間企業との連携についても今後検討して参りたいと思います。以上でございます。

議長
(雨宮会長)

委員の皆様には色々ご意見があるかと思いますが、一応本日の議題については終了とさせていただきます。ということで、皆様には活発なご意見をいただきありがとうございました。以上をもちまして議長の任を解かせていただきたいと思います。

最後に一言ですね、青山委員から色々ご意見をいただきました。そのような課題も多いかと思うので、そういった課題を挙げていただいて、市の行政あるいは審議会へ、よろしければ議題のご提案ということで、事務局に出していただければと思いますので、宜しく願います。

野口委員

議長。よろしいですか。今、審議しましたよね。その具体的な計画というのはどうなの。それはもう事務局にお任せですか。次の審議会にまたかけるの。

木村課長

はい。来年度、令和5年度になりますが、早々に審議会を開催する準備をさせていただいておりますので、今日頂いたご意見を検討させていただいて、それを踏まえて、委員の皆様方にどのようにご回答するべきか、いったん持ち帰らせていただければと思います。

本日は、委員の皆様からご意見として伺ったということで、まずは確認をさせていただきたいと思います。

野口委員

それで、また審議会にかける訳ね。

木村課長

それは内容によるかなと思うので、まずは、いったん本日の内容を精査させていただいて、来年度も審議会の会議はございますので、内容に応じて審議会にかけさせていただきたいと思います。

野口委員

と言いますのもね。隣の田島委員は栗橋で地元の方でもいらっしゃるので、状況に詳しい訳ですよ。

木村課長

先程の状況から言いますと、ちょうど栗橋駅の窪んだ場所、コンビニの前だと思いますが、そこが鉄道会社の所有地でして、市の公共用地がないものですから、そこには設置出来ないということもございます。

鉄道会社に話をというご意見もございましたが、そこは難しいかな

と。

野口委員

あなたはそう思うかもしれないが、地元の人が、いつも利用している人がどう考えているか。

木村課長

現状からすると、いちばん窪んでいるところでタバコが吸われているのは、私共もよく存じ上げています。駐車場につきましても、私も朝見させていただいて、田島委員のおっしゃるとおりの状態を把握しております。そこに路上喫煙の禁止エリアを設定できないかということがありますが、民地であったりするものですから、エリア全体として禁止区域を設定することは難しいということがあり、道路などの公共部分を設定しているところでございます。先程お話にもありましたが、皆さん駅に向かう途中でタバコを吸って、そこで消してという流れであると思います。現在、区域設定がなく指導も難しいので、今回お示しした駅を中心に区域を設け、今後重点的に人を配置するなど、状況の改善につなげて参りたいと考えております。

鉄道会社にも話をというご意見もございましたので、いったん持ち帰らせていただいて、委員の皆様方にご返答させていただきたいと思います。以上でございます。

野口委員

この黄色いエリアはロータリーのエリアでしょ。市の管轄だから設置しやすいですね。

木村課長

東口にも喫煙所が設置できないものかとのお話がありましたが、私共も東口への検討をしたのですが、公共地として持っている場所がなかったところでございます。よって、西口周辺において受動喫煙も考えながら、ある程度、少し離れた場所だと考えたところでございます。

三根委員

ちょっとよろしいですか。この中でタバコを吸ってらっしゃる方っていらっしゃいますか。いないですね。今、皆さん携帯のタバコの吸い殻入れを持っていらっしゃいますよね。そういうものを携帯するような指導の仕方は国が行うことなんでしょうか。

木村課長

コロナ前はですね、そのような啓発品を配りながら、私共もポイ捨て禁止の啓発をさせていただいていたのですが、ここ2、3年はそのような啓発活動もできない状況でございました。栗橋駅の西口は、受動喫煙の問題もありますが、喫煙所にも吸う方に対するメッセージを、掲示物などのかたちで、先程お話にもありましたように、きれいにすればゴミはなくなるという視点で、なんらかの行動変容につながる様な啓発ができないものかと考えております。以上でございます。

議長
(雨宮会長)

いろいろご意見をいただきましたが、まとめにつきましては、必ずしも審議会を設ければいけない訳ではなく、先程色々な対策についてのご提案をいただきましたので、事務局でご検討いただければと思います。

それでは、本日は有益なご意見をいただきましたので、審議会は終了させていただきます。私は議長の任を解かせていただきます。

司 会
(木村課長)

委員の皆様におかれましては、長時間に渡り、ご審議いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、「令和4年度第4回久喜市環境審議会」を閉会とさせていただきます。

なお、委員の皆様にはこの後、事務局より「事務連絡」がございますので、お残りくださるようお願いいたします。

〔事務連絡〕

司 会
(木村課長)

事務局からの事務連絡は以上でございます。皆様、本日はありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 5 年 4 月 20 日

久喜市環境審議会 会長 雨宮 隆